（保健福祉局）

令和６年第３回定例会議案説明資料

１　議案第７６号　令和６年度千葉市一般会計補正予算（第３号）中所管
令和６年度定額減税に伴う調整給付金　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

２　議案第７７号　令和６年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
介護給付費負担金等返還金・介護給付準備基金積立金　・・・・・Ｐ５

３　議案第８０号　千葉市国民健康保険条例の一部改正について　・・・・・・・・・・Ｐ７

４　議案第８４号　千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正に関する
協議について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

（保健福祉局　保護課）

【議案第７６号】

令和６年度千葉市一般会計補正予算（第３号）中所管

［令和６年度定額減税に伴う調整給付金］

補正予算書　Ｐ９、１２

１　補正理由

デフレ脱却に向けた税制面での取組みの一環として、令和６年度税制改正において、住民税及び所得税の定額減税を実施し、定額減税しきれないと見込まれる方に対して定額減税を補足する「調整給付金」を支給することになった。支給額を６月３日時点の個人住民税の課税情報を基に再算定した結果、当初、国が示していた一人当たりの平均支給額を上回り、予算額に不足を生じることから補正を行うものである。

２　補正予算額

６４９，３５０千円

【財源】　国庫支出金　　６４９，３５０千円（１０／１０）

３　事業概要

（１）対象者及び支給額

ア　対象者　令和６年１月１日において本市に住民登録のある方

イ　支給額　定額減税しきれない額（１万円単位で切上げ）

最大４万円（住民税１万円・所得税３万円）/人×（本人＋扶養親族）

	当初（４月補正：専決）	再算定（９月補正）	増減（補正額）
対象者数	261,000 人	254,005 人	▲ 6,995 人
１人あたり平均支給額	20,000 円／人	23,107 円／人	3,107 円／人
支給総額	5,220,000 千円	5,869,350 千円	649,350 千円

（２）スケジュール

４月１０日・・・・・補正予算（専決）

７月１２日・・・・・スーパーファストパス・オンライン申請受付開始

１７日・・・・・対象者へ支給案内（確認書）発送

オンライン申請・インターネット申請・紙申請受付開始

３０日・・・・・支給開始

１０月３１日・・・・・申請期限

１２月２６日・・・・・支給終了

（高齢障害部　介護保険管理課）

【議案第７７号】

令和６年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
［介護給付費負担金等返還金・介護給付準備基金積立金］

補正予算書　Ｐ１８～２４

１　補正理由

令和５年度において、国、千葉県及び社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた介護給付費負担金及び地域支援事業交付金を精算した結果、超過交付となったため、令和５年度介護保険事業特別会計における剰余金を財源として、その返還を行うとともに、残った剰余金について、介護給付準備基金への積立を行うため、令和６年度予算の補正を行うものである。

２　補正予算額

１２７，１４６千円
【財源】繰越金（令和５年度介護保険事業特別会計剰余金）

【内訳】

（単位：千円）

剰余金（実質収支）			127,146
	ア　令和５年度介護給付費負担金等返還金		25,205
		国：介護給付費負担金	(16,635)
		支払基金交付金	(8,570)
	イ　令和５年度地域支援事業交付金等返還金		77,789
		国：地域支援事業交付金	(38,432)
		県：地域支援事業交付金	(20,923)
		支払基金支援交付金	(18,434)
	ウ　介護給付準備基金積立金		24,152

＜参考＞介護給付準備基金の残高見込

令和６年３月末残高　３，２１３，６３５千円
令和６年５月末残高　１，６３０，７６９千円
［積立（令和６年度当初予算）　１千円］
［積立（令和６年度９月補正）　２４，１５２千円］
令和６年度９月補正後残高　１，６５４，９２２千円

（医療衛生部　健康保険課）

【議案第８０号】

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

議案書　Ｐ４

１　改正の趣旨

個人番号カードと健康保険証の一体化に向けて、国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証が廃止されることから、被保険者証に関する規定を削除するほか、所要の改正を行う。

２　改正の概要

（１）罰則規定における被保険者証の返還に関する規定の削除
（２）引用条項の変更

３　施行期日

令和６年１２月２日

新旧対照表　千葉市国民健康保険条例（昭和６１年千葉市条例第１０号）

改正前	改正後
目次（略）	目次（略）
第１条～第３５条（略）	第１条～第３５条（略）
第３６条　世帯主が、法第９条第１項若しくは**第９項**の規定による届出をせず**、若しくは**虚偽の届出をした場合**又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合**においては、その者に対し、１００，０００円以下の過料を科する。	第３６条　世帯主が、法第９条第１項若しくは**第５項**の規定による届出をせず**、又は**　虚偽の届出をした場合　においては、その者に対し、１００，０００円以下の過料を科する。
以下（略）	以下（略）

備考　改正個所は、下線が引かれた部分である。

附　則

１　この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

２　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（医療衛生部　健康保険課）

【議案第８４号】

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正に関する協議について

議案書　Ｐ１２

１　趣旨

個人番号カードと健康保険証の一体化に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が規約を改正するにあたり、地方自治法の規定に基づき、県内全市町村との協議を必要とすることから、議決を求めるものである。

２　規約の改正内容

高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、被保険者証及び資格証明書の新たな交付がなくなり、資格確認書もしくは資格確認のお知らせを交付することになることから、同規約第４条の別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

３　規約改正の手続き

令和６年９月　　各市町村議会の審議
　　１０月（予定）各市町村の協議に関する回答
　　広域連合が千葉県知事に規約変更許可申請
　　広域連合長告示・公表

４　施行期日

令和６年１２月２日

＜参考＞　地方自治法

第２９１条の３　広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。（略）

第２９１条の１１　第２８４条第３項、第２９１条の３第１項及び第３項、前条第１項並びに第２９１条の１３において準用する第２８９条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約　新旧対照表

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第１（第４条関係）
<table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
被保険者証及び資格証明書の引渡し
被保険者証及び資格証明書の返還の受付
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
保険料に関する申請の受付
上記事務に付随する事務</td></tr></table></td><td>別表第１（第４条関係）
<table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
資格確認書等　　の引渡し
資格確認書等　　の返還の受付
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
保険料に関する申請の受付
上記事務に付随する事務</td></tr></table></td></tr>
</table>

新旧対照表　千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正に関する協議

新	旧
２　規約の改正内容 　高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、被保険者証及び資格証明書の新たな交付がなくなり、資格確認書もしくは**資格情報通知書**を交付することになることから、同規約第４条の別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。	２　規約の改正内容 　高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、被保険者証及び資格証明書の新たな交付がなくなり、資格確認書もしくは**資格確認のお知らせ**を交付することになることから、同規約第４条の別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。